

自宅でできる確定申告！



税務署では令和5年1月から還付申告も始まります。12月から申告方法の検討や準備がおすすめです！

来年行われる税務署の確定申告や町の申告相談では、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、会場の入場制限などを行う予定です。パソコンやスマートフォンをお持ちのかたは、自宅でできる確定申告の積極的なご利用をお願いします。

▶ 申告書の作成はこちらから

● 国税庁ホームページへアクセス(申告書作成コーナー)



● 申告書の作成方法を動画でチェック



申告方法① マイナンバーカードを使って電子申告

国税庁ホームページから申告書を作成し送信します。

用意するもの

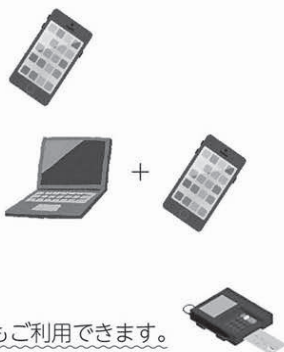
マイナンバーカード



読取対応スマホ

または

パソコン+読取対応スマホ



○ 対応スマートフォン機種確認 QR

QRコードから対応機種を確認できます。



※ ICカードリーダライタを使用して申告データを送信する従来の方法もご利用できます。

申告方法② ID・パスワードを取得して電子申告

国税庁ホームページから申告書を作成し送信します。

用意するもの

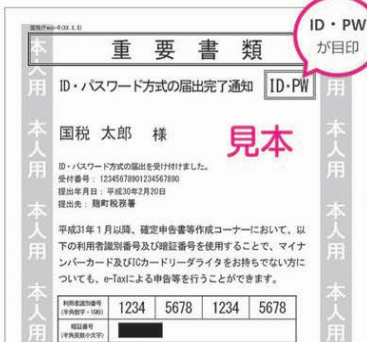
ID・パスワード

+

スマホ

または

パソコン



ID・パスワードの取得方法

- ID・パスワードは事前に税務署で取得する必要があります。
- 申告される本人の顔写真付きの本人確認書類が必要です。

申告方法③ 郵送で提出する場合(マイナンバーカード、ID・パスワード不要)

国税庁ホームページから申告書を作成し印刷のうえ、秩父税務署へ郵送してください。
〒368-8666 秩父市日野田町1丁目2番41号



パソコン・スマホを使った申告のメリット！

○ 確定申告期間の利用可能時間



○ 還付金



○ 一部の所得控除などが自動入力



連携で自動入力

※ マイナンバーカード方式の場合
※ 令和4年分から医療費の情報、公的年金などの源泉徴収票、国民年金保険料が新たに対応

○ スマホで給与源泉徴収票自動入力



カメラで自動入力



税務相談チャットボット

税に関する疑問でお困りのかた、まずはチャットボットにお気軽にご相談ください。

AIによる相談

ほかにもメリットがいろいろ...

- ・ 画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます！
- ・ 過去の申告データを利用して自動入力できます！

問合せ 秩父税務署 ☎22-4433

